

令和7年度 事業計画

昨年、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が公布され、令和7年2月1日からその一部が施行されました。また、廃棄物処理法の見直しも現在進められており、本年は、われわれ産業廃棄物処理業を営む事業者にとって大切な一年となることが見込まれます。さらに循環経済の推進は国家戦略として位置付けられ、われわれ廃棄物処理事業者が果たすべき役割も社会経済の発展にとり極めて重要なものになっていくものとなっています。これからは廃棄物の適正処理を進めていくことは当然のこととして、事業者それぞれがこういった責務を認識しながら進展を図っていかなくてはなりません。本協会では、循環型社会の構築を着実に進め、また、県民福祉の向上になお一層寄与していくことにより、さらなる本県廃棄物処理業の健全な発展を目指し、以下のとおり令和7年度の事業を進めてまいります。

まず、引き続き、資源循環を進めていくことの重要性や産業廃棄物処理業への理解を県民に促していくための広報啓発事業を進めます。

労働安全衛生については、産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（上半期期間は令和5年度から令和7年度）の着実な進捗・達成を図るとともに、下半期期間（令和8年度、9年度）の計画の策定に向けた作業を進めます。

さらに人材育成を進めるための研修会を、引き続き実施します。

また、地震、台風などの大規模災害や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が発生した時に、行政からの協力要請にできる限り応じられるよう、県と締結した「災害廃棄物の処理等に関する協定」や「防疫対策業務に関する協定」、全国産業資源循環連合会関東地域協議会を構成する都県と締結した「災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定」の趣旨を踏まえ、事前の備えや初動対応等を充実させるための体制整備を進めます。

加えて、行政との意見交換を積極的に行い行政と業界との間の諸課題の解決を図っていくとともに、他団体も含めて連携・協力を一層図り、業界の地位向上と事業活動の充実に努めるとともに、協会の組織と財務基盤を強化するために新規会員の加入を促進します。

I 自主事業部門

1. 調査研究・広報事業

産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会構築の推進等に関する情報収集や調査研究を進めます。

また、再資源化事業等高度化法の施行や廃棄物処理法の見直しに関する情報については、事業者には大きな影響を与えることが見込まれることから、できるだけ速やかな提供に努めます。そのほか協会のホームページや電子メールの配信を活用し、国や県、市町村、全国産業資源循環連合会等からのさまざまな情報の提供を行います。

さらに、エコ絵画コンクールや千葉県適正処理推進大会等各種イベントへの参画、県民講座の開催、協会ホームページを活用した動画配信、年2回の協会報の発行などを通じ、資源循環の推進や廃棄物処理の適正化について県民への周知を図るとともに、協会の認知度の向上に努めます。

2. 労働安全衛生推進事業

「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」（上半期期間令和5年度から令和7年度）を踏まえ、安全標語の決定や活用、ヒヤリ・ハット事例の収集及び周知、熱中症対策セミナーやKYT研修会の開催、安全衛生活動の現状調査や全産連からの情報の提供などを行い、同計画の着実な進捗、達成を図ります。また、令和7年度で上半期期間が終了することから、下半期期間（令和8年度、9年度）の計画を策定するための作業を進めます。

3. 研修事業

廃棄物処理法に定める許可申請の際に必要な、収集運搬業や処分業を的確に行うに足りる知識及び技能の保有の証明に求められる、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する対面式の講習会や修了試験に協力します。

知識の拡充等に資するため、必要に応じて、県内外の先進的で有益な施設等の見学を行います。

4. 適正処理及び行政との連携

（1）産業廃棄物管理票の普及推進事業

産業廃棄物管理票の頒布等を通じて、廃棄物の適正処理の要である管理票制度の理解を促すとともに管理票の普及を進めます。

（2）災害廃棄物処理支援

令和元年房総半島台風等及び令和5年台風13号の接近に伴う大雨の際に行われた災害

廃棄物処理に関する市町村への支援の経験を踏まえて、全国産業資源循環連合会、関東地域協議会や国・県等行政と連携しながら検討を進め、災害廃棄物処理支援体制の整備充実を図ります。また、県と協力しながら災害廃棄物の仮置場候補地の点検業務なども行っていきます。

(3) 家畜伝染病発生時に殺処分した家畜等の処理支援

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生し、県から協定に基づく要請があった場合、殺処分した家畜や汚染物品等の搬送及び焼却処理に協力します。

(4) 排出事業者を対象とするセミナーの開催協力

県内の優良な排出事業者、処理事業者を増やし、廃棄物の適正処理及びリサイクルを促進するために、県内事業者や市町村等を対象として県が行う研修会の開催に協力します。

5. 環境保全対策事業

上述の自主事業のうち、県民に対し廃棄物の適正化や資源循環の重要性等を広報ないし周知するためのものや、災害廃棄物の仮置場候補地に関する業務等社会貢献に資するものについての一部については、環境保全対策基金を活用して進めます。

Ⅱ 受託事業部門

1. 処理業者セミナー

廃棄物処理法の運用や産業廃棄物の適正処理に関するセミナーを県・政令市から受託して開催します。

2. 産業廃棄物処理業許可事前相談

収集運搬業の許可申請に関する事前相談事業を、県から受託して実施します。

3. 新規事業者向けの研修動画の作成

新規事業者に求められる産業廃棄物の適正処理に関する知識等を習得するための動画を県から受託して作成します。

Ⅲ 法人管理等部門

1. 委員会、部会及び支部等の活動

環境の変化に迅速に対応し、事業者が直面する諸課題への解決に向けて、各委員会や部会

及び賛助会員建設部会を開催し、意見の取りまとめや会員相互の情報交換を行います。さらに、地域ごとに設けられた支部会議の活動の充実・活性化を図るとともに、青年部会及び女性部会の活動を支援します。また、環境保全対策基金を活用した事業を実施していくため、環境保全対策基金運営委員会を開催します。

2. 関係機関、団体との連携、協力

(1) 行政との連携、協力

支部会議や各種部会等において取りまとめられた、行政との間における諸課題についての要望や提案を、行政懇談会等行政との意見交換の場において行い、解決に向けて協議していくとともに、行政から要請があった場合にもできるだけ協力し、連携を強化していきます。

(2) 他団体との連携、協力

千葉県産業廃棄物処理業協同組合や全国産業資源循環連合会及び他都道府県協会等との連携を進め、本協会の地位向上と事業活動の充実に努めます。

3. 新規会員の加入促進、会員間の連携強化

部会・支部会等の事業の充実と会員間の交流を深めその活動状況を広報することにより、協会の認知度を上げるとともに、他都道府県協会での取組みも参考にしながら、新規会員の加入促進に努めます

さらに、新たな会員も含めた意見交換や交流の場の設定により会員間の連携強化を図り、県との協定に基づく災害廃棄物処理支援などに備えて、協会の組織力の拡充に努めます。

4. 顕彰・表彰事業

優良事業所・従事者表彰、功労者表彰、安全衛生賞の制度を適正に運用し、会員の取組みを顕彰します。また、環境大臣表彰、厚生労働大臣顕彰、知事表彰等について、候補者の推薦を適切に進めます。

5. 総会、常任理事会及び理事会等の開催

会員の意向を踏まえた協会の円滑な運営と事業の実施を進めるため、総会、常任理事会及び理事会を開催します。また、会員間の親睦を図るため、千葉県産業廃棄物処理業協同組合との共催により新年賀詞交歓会を開催します。

6. 健全経営

環境保全対策基金を含む協会資産の健全な運営と適正な管理を進め、財政の強化に努めます。